

社会福祉協議会の支会活動

本会では地域福祉の推進を図るため、市内23の連区単位に支会が組織されています。支会は住民から寄せられた会費を財源とし、地域にある様々な福祉課題やニーズを見つけ、問題解決に向けて住民が主体的に運営していく組織です。

メンバーは町会長、民生児童委員、各種福祉団体、ボランティアの代表者などで構成され、地域の実情に合わせた福祉活動を実践しています。

加入いただいた会費は下記のような活動を各支会で有効に活用されています。

主な活動内容は以下のとおりです。

<会費の種類>

- ・ 一般会員 1口 500円
 - ・ 法人会員 1口 1,000円
- ※ 1口以上でご協力をお願いします。

(地域福祉活動)

児童・高齢者・障害者等の福祉団体の活動を支援し、同時に住民への福祉教育も充実させ、ボランティアを始めとする地域福祉の担い手を育成します。

(地域振興活動)

公民館活動、交通安全対策、防犯・防火対策、各種団体への助成などにより、地域の活性化を図り、福祉の向上に寄与し、住みやすいまちづくりを目指します。

(ふれあい事業)

ひとり暮らしの高齢者が孤独感、疎外感を感じることなく、潤いのある日常生活が送れるよう相互の交流を深める集いを開催します。

(見守りネットワーク事業)

高齢者・障害者などの孤独死、DV、子どもの連れ去りなどの社会問題を未然に防ぐため、関係団体が連携し見守り活動を実践します。

(敬老会事業)

多年にわたり社会の進展に貢献された高齢者に対し、敬愛と感謝の意を込めて敬老会を開催して長寿をお祝いします。

※対象年齢は75歳以上

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金は、他の資金の借入れが困難な所得の低い世帯、障害者の方や日常生活に介護の必要な65歳以上の高齢者がいる世帯の自立更生を図る貸付制度です。

種 類			種 類		
更生資金	生業費	事業（規模は借受人の属する世帯範囲内）を営むのに必要な資金	療養介護等資金	療養費	家族の負傷や疾病で療養（原則として1年以内）に必要な資金
	技能習得費	就職に必要な知識、技能の習得に必要な資金		介護等費	家族が介護保険の対象となる介護サービス、障害者サービス等を受ける（原則として1年以内）に必要な資金
福祉資金		出産、葬祭、転宅、住居の増改築、障害者用の自動車購入等に必要な資金	災害援護資金		災害による生活の困窮から立ち直るために必要な資金
修学資金	修学費	家族が学校教育法に規定する高校・大学等に就学する際に必要な資金	離職者支援資金		生計中心者の失業によって生計の維持が困難となった世帯の生活に必要な資金
	就学支度費	家族が上記学校に入学する際に必要な資金	長期生活支援資金		低所得で、世帯員全員が65歳以上の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産(土地)を担保に生活資金を貸付

※1 県内に居住する連帯保証人が1名必要となります。その他、一定の条件がありますので、詳しくは、本部・尾西支部または木曽川支部までお尋ねください。

[上記の他、災害など不時の支出や一時的な収入減により、生活に困ってみえる低所得世帯への小口資金の貸付制度もあります。]